平成２５年（フ）第５５３号
静岡県浜松市北区細江町中川881番地の５、前住所静岡県浜松市北区細江町中川897番地の22
債務者　フエルナンデス　エイコこと　フェルナンデス　デ　モラエス　クリスチャネ　エイコ
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
静岡県浜松市中区和合町145番地の３　アルコリバーサイド601号室
債務者　奥井美由紀
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
静岡県浜松市中区八幡町96番地の５　メイクスＩ八幡209
債務者　浅野　眞吾
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８７号
静岡県浜松市北区三方原町1168番地の15
債務者　若林　政好
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１７５７号
札幌市白石区米里１条２丁目３番40号メイプル・15　１階
破産者　株式会社東邦総研
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６６号
埼玉県入間市小谷田２丁目１番42号
破産者　有限会社秀栄工業
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４８３号
埼玉県川越市的場北１丁目４番地６
破産者　株式会社霞ヶ関Ｓ－Ｒアカデミー
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２３０号
東京都豊島区長崎６丁目28番５号
破産者　株式会社ベルホーム
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１号
長野県佐久市内山7984番地２、住民票上の住所長野県佐久市春日448番地２
破産者　北沢　　公
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３２１号
静岡県浜松市中区龍禅寺町357番地の11
破産者　有限会社グローアップ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目33番22号
破産者　株式会社中村制作所
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９４１号
名古屋市昭和区藤成通２丁目12番地１
破産者　株式会社ＢＩＳＣＯ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７４号
愛知県北名古屋市熊之庄屋形3272番地３
破産者　株式会社ワンステップ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１１号
広島市中区中町６番30号
破産者　株式会社イーグルアイ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２６号
広島市東区牛田新町１丁目７番24号
破産者　有限会社ホンダウィング・トン
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県久留米市城島町江島367番地
破産者　株式会社下津浦商店
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６７号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷977番地の１
破産者　株式会社橋本建設
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５６号
三重県松阪市川井町547番地１サープラスⅡオカダ103号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字宮森11番地８
破産者　靏本　正夫
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４２号
徳島市南沖洲５丁目８番12号、商業登記簿上の本店所在地徳島市末広２丁目10番１号
破産者　有限会社モウラ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1277番地の４
破産者　有限会社太閤寿司
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部